

平成25年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

- 所管事項
 - I RDF焼却・発電事業について..... 1

 - II 水力発電事業について 3

平成25年6月18日
企業庁

I RDF焼却・発電事業について

1 三重ごみ固形燃料発電所における電力供給について

三重ごみ固形燃料発電所（以下、「RDF発電所」という。）で発電した電気は、発電所施設で消費した後、余剰電力を電気事業者と桑名広域清掃事業組合へ供給しています。

項目	供給先	H22年度	H23年度	H24年度
供給電力量 (kWh/年)	電気事業者	39,081,700	38,553,760	38,412,080
	桑名広域清掃事業組合	10,946,300	10,858,900	10,631,800
	合計	50,028,000	49,412,660	49,043,880
RDF処理量	(トン)	48,055	48,270	47,333

2 固定価格買取制度への移行について

RDF発電所は、平成24年10月26日付けで「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度の設備認定を受け、平成24年11月1日から本制度に基づく電力供給に移行しました。

本制度への移行により、平成24年11月からの平均売電単価は約5円/kWh上昇し13.09円/kWh（税抜き）となり、平成24年度の売電収入は、本制度への移行前に比べて約1億円の増収となりました。

【参考】

・固定価格買取制度の単価について

固定価格買取制度の単価は、再生エネ法の趣旨に則して、再生可能エネルギーで発電した電気に対して適用されるため、バイオマス発電の場合は、RDF組成分のうち、紙や生ごみ、木材などのバイオマス組成相当分（バイオマス比率）にのみ適用されます。

・売電単価について

RDF発電所の同制度に基づく売電単価（バイオマス組成相当分）は、16.07円/kWh（税抜き）となりました。残り（非バイオマス組成相当分）の電力については、電気事業者との交渉単価になります。その結果、平成24年11月から平成25年3月の非バイオマス組成相当分も含めた平均売電単価は、13.09円/kWh（税抜き）となりました。

※バイオマス組成相当分（バイオマス比率）は、毎月の組成分析によって変動し、RDF発電所の過去3カ年のバイオマス比率の平均値は約62%でした。

3 平成25年度の収支について

平成25年度の売電収入については、RDF発電所の電力供給に係る入札を実施し丸紅㈱を電力供給先として契約したことにより、本年度の平均売電単価が約18円/kWh（税抜き）前後となることから、平成24年度に比べて約2億7千万円の増収となる見込みです。

また、平成25年度の市町からのRDF処理委託料収入については、RDF処理委託料単価が平成20年のRDF運営協議会総会決議に基づき段階的に引き上げられることとなっているため、平成24年度に比べて約3千万円の増加となる見込みです。

一方、平成25年度の支出については、RDF施設管理運営委託に係る年度割額が増加することなどから、平成24年度に比べて約2億6千万円の増加を見込んでいます。

なお、RDF処理委託料収入については、昨年度からRDF運営協議会総務運営部会において、売電収入の増収を見込んだ収支計画の見直し及びRDF処理委託料単価の改定について協議を進めており、協議が整えばRDF処理委託料単価の引き下げによる減収も見込まれます。

4 今後の対応

今後も引き続き、安全・安定運転を最優先にしたうえで、効率的な発電運用や経費節減による収支改善に努めていきます。

II 水力発電事業について

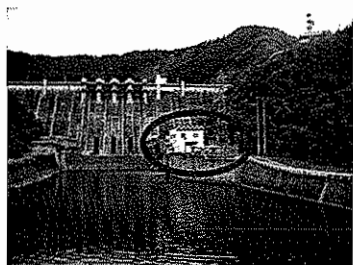
1 蓮発電所、宮川第一発電所及び宮川第二発電所の譲渡について

蓮発電所、宮川第一発電所及び宮川第二発電所の譲渡については、中部電力㈱と平成23年8月に締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」及び平成24年9月に締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡対価の支払方法に関する確認書」により、譲渡日を平成26年4月1日、譲渡対価を26億円とすることで合意しており、譲渡に向けた手続きを進めています。

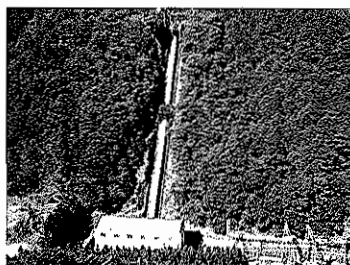
	1回目	2回目	3回目
譲渡日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
発電所名	青蓮寺発電所 比奈知発電所	蓮発電所 宮川第一発電所 宮川第二発電所	大和谷発電所 宮川第三発電所 長発電所 三瀬谷発電所 青田発電所
分割した譲渡対価	10.7億円	26.0億円	68.3億円

2回目に譲渡する発電所の概要

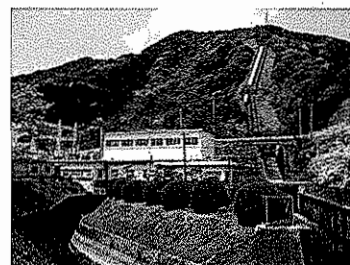
発電所名	蓮発電所	宮川第一発電所	宮川第二発電所
所在地	松阪市飯高町森	北牟婁郡紀北町 紀伊長島区島原	北牟婁郡紀北町 紀伊長島区三浦
運転開始年月	平成2年4月	昭和32年4月	昭和33年1月
最大使用水量	9m ³ /s	24m ³ /s	24m ³ /s
最大出力	4,800kW	25,600kW	28,600kW



蓮発電所



宮川第一発電所



宮川第二発電所

2 譲渡に向けた課題

(1) 設備課題等

2回目の譲渡に向けて油流出対策、漏水対策及び不要施設の撤去等の設備課題への対応を進めていく必要があります。

また、設備点検手入れ基準等に基づく設備の点検を行い、補修が必要な箇所については修繕等を実施しているところです。

【主なもの】

- 油流出対策 : 蓮発電所
- 漏水対策 : 宮川第一発電所
- 不要施設の撤去 : 宮川第二発電所
- 分解点検 (オーバーホール) : 宮川第一発電所、宮川第二発電所

(2) 協定及び許認可等の引継ぎ

ダムの管理に関する協定書、漁業協同組合と締結した覚書等及び河川法第34条に基づく水利権譲渡などの国や地方公共団体からの許認可等について、整理・調整のうえ、中部電力㈱に引き継ぐ必要があります。

【主なもの】

- ダムの管理に関する協定書等 : 蓮発電所 (蓮ダム)
宮川第一発電所 (宮川ダム)
- 漁業協同組合との覚書等 : 宮川第二発電所

(3) 技術継承

譲渡後も安全・安心な事業運営が行えるよう発電所の運用、維持管理などの発電所業務について、現場での実務を通じて技術継承を行っていく必要があります。

3 今後の対応

2回目の譲渡に向けて設備課題への対応や協定書の引継ぎ等を着実に進めていきます。

【参考】 2回目の譲渡までのスケジュール

- ・平成25年11月 水力発電事業を中部電力㈱へ譲渡することに伴う重要な資産の処分に係る予算議案の提出
- ・平成26年1月 3発電所に係る譲渡契約の締結 (蓮・宮川第一・宮川第二)
- ・平成26年2月 「三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」の提出
- ・平成26年4月1日 3発電所を中部電力㈱へ譲渡